

愛読者各位

《訂正のお願い》

『調査士書式合格演習ノートⅠ（改訂二版）』〔平成24年3月発刊〕において、以下の様な誤りが判明いたしました。ご利用の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと共に下記のように修正していただくようお願い申し上げます。

下記のように訂正して下さい。

(平成25年2月26日)

頁	訂正箇所	誤	正
100	⑤各測点の座標値の(ii) T2の座標値の1行目	$X_{T1} = 128.02 + 0.01$ $= \underline{126.04} \text{ m}$	$X_{T1} = 128.02 + 0.01$ $= \underline{128.04} \text{ m}$
104	1-6解答例 ①の問1のT2のX座標	<u>126.04</u> m	<u>128.04</u> m
111	問4及び問5	問4 本件土地の実測面積を座標法により計算しなさい。ただし、計算値の端数処理は、登記の申請書に記載する場合の表示方法によるものとする。 問5 本件土地について申請すべき登記の目的及び添付情報のすべてを記載しなさい。	問4 本件土地について申請すべき登記の目的及び添付情報のすべてを記載しなさい。 問5 本件土地の実測面積を座標法により計算しなさい。ただし、計算値の端数処理は、登記の申請書に記載する場合の表示方法によるものとする。
127	〔調査結果〕 5の7行目	X座標 <u>-9.84</u> Y座標 13.23	X座標 <u>-9.94</u> Y座標 13.23
128	(注)4の2行目	・・・平面直角座標系のⅨ系による平面直角座標値である。	・・・平面直角座標系のⅡ系による平面直角座標値である。
135	3行目	$Y_{T1} = -6.76 - (+0.01)$ $= -6.75 \text{ m}$	$Y_{T1} = -6.76 + 0.01 = -6.75 \text{ m}$
144	〔測量の結果〕 イの表中水平角欄の下から3枠目	119° <u>13' 2"</u>	119° <u>33' 2"</u>
187	3 測量の結果 ウの表中下から1枠目のR点のX座標	<u>89.60</u>	<u>63.95</u>
228	(イ)の求積表のB点のX座標値	<u>1347.87</u>	<u>1349.87</u>
268	1-16解答例 ②の問3の地積測量図の囑託者欄	被代位者 佐藤 道夫 囑託者 河川管理者 A県知事 井上五郎	被代位者 佐藤 道夫 河川管理者 A県知事 井上五郎

322	解答へのアプローチの4の③3行目以降	<p>・・・(イ)の部分は<u>161.31</u>m²である。</p> <p>※上記の修正箇所の値をこの行以降使用している計算式の3箇所も同様に修正して下さい。</p>	<p>・・・(イ)の部分は<u>161.29</u>m²である。</p>												
331	〔A市基準点成果表〕のA1及びA2のX座標欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th>点名</th> <th>X座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td><u>90.35</u></td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td><u>58.00</u></td> </tr> </tbody> </table>	点名	X座標	A1	<u>90.35</u>	A2	<u>58.00</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>点名</th> <th>X座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td><u>58.00</u></td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td><u>90.35</u></td> </tr> </tbody> </table>	点名	X座標	A1	<u>58.00</u>	A2	<u>90.35</u>
点名	X座標														
A1	<u>90.35</u>														
A2	<u>58.00</u>														
点名	X座標														
A1	<u>58.00</u>														
A2	<u>90.35</u>														
340	1-21 解答例②の間2の地積測量図中の図面の(イ)の地番	<u>8</u>	<u>8-1</u>												
344	〔調査結果〕⑤の地積測量図中K2, K5の境界点間の辺長	<u>13.59</u>	<u>13.56</u>												
381	〔見取図〕中の7番6の地番	<u>(7-6)</u>	<u>7-6</u>												
410	1 資料等による調査結果⑥	・・・地積測量図による <u>K3, K4, K6</u> 及び <u>K7</u> の各点・・・	・・・地積測量図による <u>K4, K6, K7</u> 及び <u>K8</u> の各点・・・												
421	16行目	・・・「③錯誤 <u>③35番1</u> , 35番3に分筆」と記載し,・・・	・・・「③錯誤 <u>35番1</u> , 35番3に分筆」と記載し,・・・												
424	1-26 解答例②の間3の登記申請書の申請人の2行目	相続人 A市B町五丁目6番7号 長瀬 裕子	相続人 A市B町五丁目6番7号 長瀬 祐子												
	(イ)の登記原因及びその日付欄	③錯誤 <u>③35番1</u> , 35番3に分筆	③錯誤 <u>35番1</u> , 35番3に分筆												
440	10行目	・・・「③錯誤 <u>③35番8</u> , 35番10に分筆」と記載し,・・・	・・・「③錯誤 <u>35番8</u> , 35番10に分筆」と記載し,・・・												
441	1-27 解答例①の間3の登記申請書の(イ)の登記原因及びその日付欄	③錯誤 <u>③35番8</u> , 35番10に分筆	③錯誤 <u>35番8</u> , 35番10に分筆												
442	1-27 解答例②の間4の地積測量図の申請人欄	被代位名 木島和夫 代位者 有村紀子	被代位者 木島和夫 代位者 有村紀子												
457	7行目	・・・「③錯誤 <u>③10番</u> に一部合併」と記載する。	・・・「③錯誤 <u>10番</u> に一部合併」と記載する。												

459	1-28 解答例 ①の問1の登記 申請書の(イ) 9番の登記原因 及びその日付欄	③錯誤 ③10番に一部合併	③錯誤 10番に一部合併												
462	2 調査結果③	・・・求積結果として126.8810 <u>の</u> 旨の記録があった。	・・・求積結果として126.8810 <u>m²</u> で <u>ある</u> 旨の記録があった。												
463	3 測量の結果 の〔A市基準点 成果表〕の座標 値	<table border="1"> <tr> <td>A 1</td> <td><u>32.00</u></td> <td><u>42.50</u></td> </tr> <tr> <td>A 2</td> <td><u>18.20</u></td> <td><u>44.50</u></td> </tr> </table>	A 1	<u>32.00</u>	<u>42.50</u>	A 2	<u>18.20</u>	<u>44.50</u>	<table border="1"> <tr> <td>A 1</td> <td><u>36.40</u></td> <td><u>47.50</u></td> </tr> <tr> <td>A 2</td> <td><u>14.50</u></td> <td><u>47.50</u></td> </tr> </table>	A 1	<u>36.40</u>	<u>47.50</u>	A 2	<u>14.50</u>	<u>47.50</u>
A 1	<u>32.00</u>	<u>42.50</u>													
A 2	<u>18.20</u>	<u>44.50</u>													
A 1	<u>36.40</u>	<u>47.50</u>													
A 2	<u>14.50</u>	<u>47.50</u>													
480	(注) 5	15番の土地 (<u>560</u> m ²) の・・・	15番の土地 (<u>551</u> m ²) の・・・												
493	1-30 解答例 ②の問2の地積 測量図	図面中の <u>A 1</u> 及び <u>A 2</u> を削除 ----- ⑥の求積表の面積欄の表記の <u>z</u> を ----- 地籍 ④480m ² ⑥79.96m ²	面積に修正 ----- 地積 ④480m ² ⑥79.96m ²												

* 下線部分が訂正箇所です。

V東京法経学院